

(仮称) 銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書
に対する意見 (答申案)

千葉県環境影響評価委員会は、(仮称) 銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書について、当該事業の内容及び周辺環境の状況等を踏まえ、専門的な見地から検討を行った。

本事業は、銚子風力開発株式会社が、銚子市で供用している「銚子風力発電所」(出力 1, 500 kW×9基) 及び「八木・銚子風力発電所」(出力 1, 500 kW×6基) について、既存の風力発電設備(以下「設備」という。)を全て撤去し、総出力 22, 500 kWを超えない範囲で、新たな設備を設置するリプレース事業である。

リプレース後の設備は、単機出力を 4, 200 kW程度とする計画であり、既存の設備に比べて大型化する。また、既存の設備と同じ位置に最大 12 基を設置する計画であるが、基数や配置等の詳細は未定とされている。

対象事業実施区域(以下「事業区域」という。)は、既存の設備が供用されている地域であり、周辺には、他の事業者が供用する陸上風力発電設備が多数設置されていることから、累積的な影響について考慮する必要がある。また、サシバ等の希少な猛禽類の存在が確認されているほか、近傍には、国の名勝及び天然記念物に指定された屏風ヶ浦が広がっており、これらに対する影響も懸念される。

以上の事業特性及び地域特性を踏まえ、下記の事項について所要の措置を講ずることにより、本事業による環境影響をできる限り回避又は低減するとともに、環境影響評価を適切に実施する必要がある。

記

1 事業計画

設備の規模、配置及び基礎構造並びに施工方法により環境影響が異なることから、できる限り影響を回避又は低減できるよう事業計画を検討すること。

また、設備の規模、配置等の諸元について、検討の経緯を含め、準備書に記載すること。

2 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 全般的事項

ア 設備の規模や配置等の決定に伴い、方法書に記載した環境影響評価の項目及び手法に変更が生じた場合は、これを適切に見直すこと。

イ 既存の設備の設置の設置、稼働により得られた知見を活用し、調査、予測及び評価を実施するとともに、適切な環境保全措置を検討すること。

ウ 事業区域及びその周辺には、本事業に加えて他社の設備が複数存在することから、複数の設備の存在による累積的な環境影響が考えられる騒音及び超低周波音、景観並びに鳥類について、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。

エ 騒音及び超低周波音、日照障害（風車の影）、景観並びに鳥類等については、設備の基数の減少に伴う環境影響の低減と、設備の大型化に伴う影響の増大の両面が想定されることから、方法書に記載されている評価の手法に加えて、リプレース前後を比較する評価を行うこと。

オ 設備の撤去及び設置により、ケーブル等付帯設備の撤去等工事が発生する場合には、これらの工事の区域も事業区域に加え、関連する環境影響評価項目を選定すること。

(2) 水質及び水文環境

設備の設置工事について、基礎工法の種類によっては、濁水による河川及び地下水への影響が懸念されることから、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。

(3) 騒音及び超低周波音

ア 設備の稼働による超低周波音について、周辺の生活環境への影響が懸念されることから、環境影響評価項目に選定すること。

イ 設備の稼働による騒音及び超低周波音について、設備のブレードの回転による風切り音と設備内部の機器類に起因する機械音等が複合した音の特徴を踏まえて、調査、予測及び評価を行うこと。

なお、環境影響が最大となる時期として、最大回転時における予測及び評価を行うこと。

(4) 動物

ア 希少猛禽類について、営巣期のみ定点観察調査を行うこととしているが、非営巣期においても事業区域内を飛翔する可能性があることから、非営巣期も調査を実施すること。

イ 鳥類の死骸調査を毎月1回行うとされているが、動物の死骸は短時間で他の動物に持ち去られるとの知見があることから、調査頻度を増やす等、調査手法を見直すこと。

ウ 鳥類について、事業区域の周辺に複数の風車が存在することにより、風車単体を迂回するだけでなく、風車群を大きく回避するような行動の変化が起きる可能性も考慮して、予測及び評価を行うこと。

エ コウモリ類について、事業区域及びその周辺にユビナガコウモリ等のコウモリ洞が確認された場合は、事業区域を飛翔することによるバットストライクの発生が懸念されることから、最新の知見や専門家の助言等を踏まえ、調査、予測及び評価の実施を検討すること。

オ 両生類について、事業区域及びその周辺には、生息環境となり得る水場が存在することから、調査、予測及び評価の対象とすること。

(5) 景観

風車の大型化により、屏風ヶ浦の景観を損なうことがないように、地元自治体の意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 廃棄物等

既存設備の撤去工事により発生する廃棄物については、工事計画をできる限り具体化し、種類及び発生量を適切に予測した上で、排出の抑制、再使用及びリサイクルを徹底すること。

特にブレードについては、一般的にリサイクルが難しく、埋立処分による環境負荷の増大が懸念されることから、最新の知見や事例等の収集に努め、埋立処分以外の処理を検討すること。

3 その他

設備の設置に当たっては、地震や台風等による強風を考慮して、安全性を十分に確保すること。

【参考】 審議経緯

令和5年 8月9日	諮問
令和5年 8月18日	現地調査
令和5年 9月28日	審議
令和5年11月17日	審議
令和5年12月15日	答申案審議